

## 藤沢市総合教育会議 議事録

会議名	平成 27 年度第 1 回 総合教育会議
開催日	2015 年（平成 27 年）6 月 10 日（水）14:30～15:00
場 所	森谷産業旭ビル4階 第 1 会議室
出席者	（市側）鈴木市長
（敬称略）	（教育委員会）関野真一郎、小竹伊津子、阪井祐基子、井上公基、吉田早苗

### 【議事録】

#### 事務局（司会）

- ・ただいまから平成 27 年度第 1 回総合教育会議を開催いたします。
- ・総合教育会議は自治体の長が招集するものです。本日は、第 1 回ですので、議題（1）「藤沢市総合教育会議の運営に関する要綱」と議題（2）「藤沢市総合教育会議の傍聴に関する要領」の制定、議題（3）「議事録署名人」までは事務局が務めさせていただき、議題（4）以降は座長として鈴木市長に進行していただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。議題の（1）と（2）は、会議の運営上非公開とさせていただきたいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- ・早速、議題（1）「藤沢市総合教育会議の運営に関する要綱（案）」について、説明をお願いします

#### 事務局

- ・それでは、資料に沿ってご説明いたします。（資料 1 参照）
- ・第 1 章「総則」、第 2 章「会議」、第 3 章「議事録」の 3 章立てになります。第 1 章「総則」の第 1 条（目的）は、総合教育会議の運営に関すること、第 2 条（招集）は、会議場所等の招集方法について、第 3 条（欠席の届出）は、委員は、会議に出席できないときは、開会時刻までに市長にその旨をご連絡いただくというものです。
- ・第 2 章の「会議」の第 4 条（座長）、座長は市長となります。第 5 条（会議の順序）は、開会、議事録署名人の決定、前回会議録の承認、議事、その他、閉会という順序で進めていくものです。第 6 条（傍聴）は、座長の許可を得て傍聴する。2 項で傍聴の手続等は座長が別に定める。第 7 条（関係職員の出席）は、座長又は委員はそれぞれの会議に関係職員を出席させ、必要な説明又は必要な資料の提出を求めることができるという規定になっています。第 8 条（事務局）は、会議の事務局は企画部企画政策部職員が担当いたします。
- ・第 3 章「議事録」の第 9 条（議事録の作成）は、法の規定により議事録の名称は「藤沢市総合教育

会議議事録」といたします。第 10 条（署名人）は、議事録には出席委員 2 名の署名を必要とする。署名委員は座長が会議に諮って定めるとなります。説明は以上です。

## 事務局（司会）

- ・説明が終わりました。ご質問等ありますか。
- ・特にないようですので、運営に関する会議要綱（案）の（案）を消していただき、「附則」に本日の日付として平成 27 年 6 月 10 日とご記入いただきたいと思います。
- ・次に、議題（2）「藤沢市総合教育会議の傍聴に関する要領（案）」の説明をお願いします。

## 事務局

- ・それでは、資料に沿いましてご説明いたします。（資料 2 参照）
- ・第 1 条（目的）は、総合教育会議及び議事の円滑な運営及び進行を図るために傍聴に関して必要な事項を定めると目的を規定しております。
- ・第 2 条（傍聴の原則）は、傍聴者はすべてこの要領を守っていただくという規定を入れております。
- ・第 3 条（傍聴の手続）は、教育委員会の定例会を遵守するような形で、傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受ける。傍聴人の定員は 30 人と定めていますが、座長が必要があると認めるときは増やすことができるとして、なるべく開かれた形で運営をしていきたいと思っております。また、傍聴の申し込み受付時間は、会議の開会時刻の 40 分前から 30 分前とする。定員を超える場合は抽選により傍聴券の交付を受ける。定員に達していない場合は、第 3 項の規定に関わらず、申込順で受け付けができております。
- ・第 4 条（傍聴の区分）は、報道関係者の傍聴は、別に席を設けることができるとしており、本日は前列に席を設定しております。
- ・第 5 条（入場）は、入場するときは傍聴券を事務局職員に提示し、その指示に従い席につかなければならないとして、ペンダント形式のものを配布しております。
- ・第 6 条（傍聴することができない者）は、危険物を持っている者、酒気を帯びている者、座長が会議の運営に支障あると認める者は傍聴することができないとしています。
- ・第 7 条（傍聴人の守るべき事項）は、第 1 号から第 5 号に記しているとおり、飲食、喫煙をしない。議事に対し批評を加えたり可否を表明しない。みだりに傍聴席を離れない。写真、ビデオ等を撮影しない、録音しない、ただし、会場内において撮影、録画、録音等をしようとするときは、事前に座長の許可を得なければならない。その他前 4 号に掲げる事項のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこととしております。
- ・第 8 条（退場命令）は、座長は、第 7 条の規定に違反した者に対して退場を命ずることができる。
- ・第 9 条（退場）は、傍聴人は、座長から退場を命じられたときや藤沢市情報公開条例第 6 条各号に規定する個人に関する情報等に該当すると認めるときは非公開とし、傍聴人は速やかに退場しなければならない。例えばいじめ等の個別事案に対する関係者の個人情報を取り扱うケースとか、来年度の予算の事業に関する項目等意思決定の前に情報を公開することは好ましくないものについては非公開とし退場していただくという規定です。
- ・第 10 条（委任）は、この要領の施行に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。説明は以



上です。

#### 事務局（司会）

- ・説明が終わりました。傍聴について補足いたしますと、準備会でのご意見を踏まえ傍聴人の守るべきルールとして、公開、非公開の明確な区分け、また、録音、録画等については許可制とする。傍聴の人数は30人としておりますが、今後、状況を見ながら会場等の規模も検討した上で、できるだけ多くの方に傍聴をしていただきたいと思いますと考えております。
- ・それでは、ご意見等がありましたらお願いいたします。

#### 関野委員

- ・撮影、録画、録音の許可制に関して、報道陣から毎回許可を求められて毎回許可をするということが前提になるんですか。

#### 事務局

- ・報道・マスコミ等には原則、写真撮影と録音は許可をしていきたいと考えていますが、その他の関係の方以外は許可制としていきたいと思っております。

#### 事務局（司会）

- ・他にありませんか。
- ・ないようですので、議題（1）と同様に（案）を消していただき、附則に平成27年6月10日と本日の日付をご記入いただきたいと思います。
- ・それでは、藤沢市総合教育会議の傍聴に関する要領が承認されましたので、傍聴人を入場させてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### 事務局

- ・報道関係者以外の傍聴人は、写真撮影、録画、録音をされる方は許可制になりますので、挙手をお願いします。（なし）

#### 事務局（司会）

- ・次に、議事録署名人について、説明をお願いします。

#### 事務局

- ・会議の公開と議事録の作成及び公表は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の規定に基づき議事録を作成し、ホームページ等で公開します。議事録についての事務局案は、座長である鈴木市長と教育委員会委員お一人のローテーションで毎回、議事録の署名をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

#### 事務局（司会）

- ・それでは、本日の議事録署名人は鈴木市長と井上委員にお願いいたします。
- ・これからの議事進行につきましては、鈴木市長に座長をお願いしたいと思います。
- ・ここで、議事に先立ち、鈴木市長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

## 鈴木市長

- ・教育委員の皆様、本日はご多忙のところ、総合教育会議にご出席いただき、まことにありがとうございます。
- ・総合教育会議は、地方行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により設置され、地方公共団体の長が招集し、教育委員会の皆様と教育に関するさまざまな話題等を協議・調整する場でございます。また、法改正の主な柱の1つであります「教育に関する大綱の策定」を予定しております。「子どもは地域で育ち、地域は子どもで結ばれる」と言われるように、子どもの健やかな成長には教育現場に限ることなく、地域全体で子どもたちを支えることも「郷土愛を育む藤沢づくり」へとつながるものと考えております。
- ・家庭や地域における子どもの貧困など大きな社会問題となっている現在、大綱については委員の皆様をはじめ、多くの方の声を聞きながら、藤沢の未来を担う子どもたちに何が必要なのか、藤沢の子どもたちの笑顔、元気あふれるまちにするためには、どのようにしたらよいのか、さまざまな視点から委員の皆様と膝をつき合わせて考え、藤沢らしい大綱として策定できればと考えているところでございます。どうか、皆様におかれましては、よろしく願いいたしまして、冒頭に当たってのあいさつといたします。

## 事務局（司会）

- ・ありがとうございました。これより市長に進行をお願いいたします。

## 鈴木座長

- ・それでは、議題（3）総合教育会議の所掌事項について、事務局の説明を求めます。

## 事務局

- ・資料3を参照ください。
- ・1の所掌事項の目的は、教育に関する予算編成、条例提案等の権限を有している市長と教育委員会委員が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有し、次代を担うすべての子どもたちを市全体で見守り、育む取り組みを協議することにあります。
- ・2の協議題（想定）は、基本的には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにあることとなりますが、会議での意見、課題事項等に応じて柔軟に進めてまいりたいと考えておりますので、当面は（1）教育に関する大綱の策定について、（2）学校関係の施設整備、人的加配等による教育環境の整備、（3）予算に関する要望となります。
- ・その他として、地方教育行政の法律は、幼児教育のあり方、青少年の健全育成及び庁内の福祉部や子ども部と連携して、総合的な放課後対策などを想定させていただきたいと思っております。こうしたことから、例えば教科書の採択、教職員の人事等の政治的中立性が求められる事項については、総合教育会議の「協議題」とすべきではないと想定しております。説明は以上です。

## 鈴木座長

- ・説明が終わりました。所掌事項として、大きくは子どもたちを見守り、育む取り組みを協議しているという趣旨と立てていただきたいと思います。委員の皆様、ご意見等ありましたらお願いいたします。特にないようですので、このようにさせていただきたい思います。



## 鈴木座長

- ・次に、議題（４）教育に関する大綱の策定について、事務局の説明を求めます。

## 事務局

- ・資料４をご参照ください。
- ・１の基本的な考え方は、平成 27 年度からスタートした藤沢市教育振興基本計画の考え方を踏まえながら、次代を担うすべての子どもたちのため、あるいは子どもたちの地域への愛着を育む取り組みを進めるため、よりわかりやすい理念、メッセージ、アピールをして市民と地域と行政がそれぞれの役割を果たしながら、パブリックコメントなどを利用しながら、市民の声を十分に聴きながら、新たに大綱を策定したいと考えております。
- ・２の大綱の内容は、１点目は、国の第２次教育振興基本計画と藤沢市教育振興基本計画を踏まえながら、市長と教育委員会が共有すべき子ども・子育て支援の環境づくりを中心とした理念や目標を示すものとします。２点目は、子育て団体、教育団体をはじめ、子どもを取り巻く地域団体等がその考え方を共有できるようわかりやすいキャッチフレーズ等を示すものとしてと考えております。
- ・なお、大綱の期間については、市長の任期が４年ということと、国の教育振興計画の対象期間が５年になりますので、大綱の期間については４～５年を想定しております。説明は以上です。

## 鈴木座長

・説明が終わりました。大綱の策定につきましては、平成 27 年度からスタートいたしました藤沢市教育振興基本計画の考えを踏まえ、次代を担うすべての子どもたちのために、市民の皆さんの声を十分に聴きながら、子育て団体、教育団体をはじめ、子どもを取り巻く地域団体等がその考え方を共有できるよう、わかりやすいキャッチフレーズ等を示すものとして、新たに大綱を策定することとしていきたいと考えておりますが、委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。

## 吉田委員

- ・大綱については、基本的には藤沢市教育振興基本計画をもとにというお考えと受けとめました。
- ・市長ご自身が発信している「郷土愛あふれる藤沢、松風に人の和うるわし湘南の元気都市」といったようなフレーズがぴったり当てはまっていくといいと思います。
- ・教育委員会もキャッチフレーズ的な「子どもたちの笑顔あふれる学校づくり」で、「出会い・ふれあい・支えあい」という形でアピールしている状況ですので、そういった大きなくくりで大綱をつくっていったらいいかと思います。

## 鈴木座長

- ・そういったことを勘案しながら策定していければと思っております。それでは、新しい大綱を策定することにしたいと思います。協議とか調整については、次回以降に行っていきたいと考えております。

## 鈴木座長

- ・次に、議題（５）今後の日程について、事務局に説明を求めます。

## 事務局

- ・今後の開催日程は、6月10日(水)本日が第1回総合教育会議で、第2回は7月8日(水)で、議題は議事録署名人の決定、大綱(素案)の策定に関する事、予算に対する要望となります。第3回は9月2日(水)、第4回が10月7日(水)第5回が11月4日(水)は予備日。第6回が12月2日(水)、2月~3月は議会報告を行い、第8回は3月23日(水)に大綱を決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 鈴木座長

- ・事務局の説明が終わりました。今後の日程については、事務局の説明のとおりとしたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- ・それでは、そのように決めたいと思います。
- ・次に、(6)その他ですが、事務局、何かありますか。

## 事務局

- ・お手元の新聞のコピーは、2014年度全国体力テストの47都道府県別体力・運動能力の調査結果です。神奈川県は余り順位が高くなく、福井県が4冠で、関東の埼玉県、千葉県、茨城県は上位に位置しています。こういった点を情報提供させていただきました。
- ・それから2020年のオリンピックのセーリングが藤沢市江の島に決まりましたので、市を挙げてこういった体力面で強化ができればと思っております。以上です。

## 鈴木座長

- ・子どもたちの体力の問題、オリンピック・パラリンピックを契機とした問題も考えられると思いますが、これらは調整して次回に詰めていきたいと思っております。
- ・全体を通して委員の皆様から、特段のご意見等がありましたらお願いします。ないようですので、事務局にお返しします。

## 事務局(司会)

- ・本日は総合教育会議の第1回ということもありまして、どちらかという、会議を進めるに当たった決め事とか日程調整等が中心になりましたが、ご審議もスムーズに行っていただき、ありがとうございました。
- ・次回は7月8日(水)午後2時から、会場については改めてお知らせいたします。なお、本日の議事録については早急に作成し、ご署名をいただいた後にホームページ等で公表してまいります。
- ・以上をもちまして、平成27年度第1回総合教育会議を閉会いたします。

(午後3時03分 閉会)

2015年(平成27年)6月25日

この会議の経過を記載し相違ないことを確認する。

藤 沢 市 長

鈴木恒夫



藤沢市教育委員会委員

井上公基

